

新型コロナウイルス感染症の支援策

個人・世帯

2020年7月8日現在

給付

うけとる

全ての県民を支援するために	特別定額給付金	1人につき10万円給付	特別定額給付金コールセンター 0120-260-020 9:00~18:30(毎日) 各市町村の担当窓口
NEW 休業手当を受け取れない人へ	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	賃金の8割(上限33万、休業日数に応じて) ※適応期間は4月から9月末まで	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 コールセンター 0120-221-276 8:30~20:00(平日) 8:30~17:15(休日)
離職・減収で住宅を失わないために	住居確保給付金	原則3カ月(最長9カ月) ※世帯人数や月収により異なる	各市区町村の生活相談窓口 住居確保給付金相談コールセンター 0120-23-5572 9:00~21:00
NEW アルバイト収入が減少した学生へ	学生支援緊急給付金	1人につき10万円給付 ※住民税非課税世帯学生は20万円	日本学生支援機構 0570-666-301 9:00~20:00(平日) 各学校の窓口
学費や仕送りに不安がある学生へ	高等教育修学支援新制度	授業料等の減免・給付型の奨学金	
NEW 生活が苦しいひとり親世帯へ	ひとり親世帯臨時特別給付金	一時金5万円給付 ※児童扶養手当受給世帯・第2子以降は3万円加算 ※収入が大きく減少した世帯にも5万円給付、または加算	各市区町村の窓口 ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター 0120-400-903
NEW 患者を受け入れ、又は発生した医療介護施設職員へ	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金	1人上限20万円 ※施設により金額が異なる	宮城県医療政策課 医務班 022-211-2614 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援交付金に関する電話問合せ窓口 03-3595-3317 9:30~18:00

貸付

かりる

休業や失業で生活費が厳しい方へ	緊急小口資金(主に休業)	貸付上限10万円(特例の場合20万円)	各市区町村の社会福祉協議会 個人向け緊急小口資金・ 総合支援資金相談コールセンター 0120-46-1999 9:00~21:00(毎日)
	総合支援資金(主に失業)	貸付上限 ● 2名以上世帯/月20万円 ● 単身/月15万円 ※貸付期間原則3カ月以内	

猶予

延長

電気・ガス・水道・電話料金	支払期限の延長・減免等	契約の電力会社・県内ガス事業者・各市町村水道窓口・各通信会社
国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険料・国民年金等	支払い猶予・減免等	各市区町村の担当窓口 国民年金は最寄りの年金事務所
所得税・住民税・固定資産税・都市計画税等	支払い期限の延長	国税関係(各地域の税務署) 地方税関係(県内の県税事務所および各市区町村の担当窓口)



給付金のサギにご注意ください!!
家庭内暴力(DV)相談窓口 / 0120-279-889

- 消費トラブル(詐欺、悪質商法等)消費者ホットライン / 188
- 宮城県消費者センター / 022-261-5161
- 新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン / 0120-213-188

新型コロナウイルスに伴うあなたが使える緊急支援
—— あなたが使える主な制度を分かりやすく紹介します ——

特設サイト
はこちら



新型コロナウイルス感染症の支援策

個人事業主・中小企業 

2020年7月8日現在

給付

うけとる

売上前年同月50%以上減	持続化給付金	200万円以内(法人)100万円以内(個人事業主) ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570 8:30~19:00(毎日)
NEW 売上減少による店舗の賃料負担を軽減	家賃支援給付金	中堅・中小企業 / 上限月100万円(賃料の2/3・1/3)×半年間 個人事業主 / 上限月50万円(賃料の2/3・1/3)×半年間	家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930 8:30~19:00(毎日)
NEW 従業員を一時的に休業させる	雇用調整助成金	従業員1人1日につき15,000円上限×休業日数 ※教育訓練を実施した場合加算あり	雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 9:00~21:00(毎日) 宮城労働局 022-299-8063・各地域のハローワーク
NEW 従業員がこどもの世話で仕事ができない	小学校休業等対応助成金(休暇取得支援)	従業員1人1日につき15,000円上限×休暇取得日数	学校等休業助成金・支援金コールセンター 0120-60-3999 9:00~21:00(毎日)
NEW こどもの世話で仕事ができない(フリーランス向け)	小学校休業等対応支援金	臨時休校など就業できなかった日1日7,500円×働けなかった日数	
NEW 小規模商工業者・農林漁業者の経営促進策を支援	小規模商工業者持続化補助金 農林漁業者経営継続補助金	150万円を上限に補助 ※経営計画の提出が条件 (ナイトクラブ・ライブハウス等は最大200万円)	各商工会議所・商工会(持続化補助金) 農水省経営政策課(経営継続補助金) 03-6744-0576
NEW 影響を受けた文化・芸術・スポーツ関係者や団体	文化・芸術・スポーツ活動の継続支援	フリーランス個人や小規模事業者に最大150万円支給 ※活動継続、公演練習準備、感染防止策など	文部科学省文化庁参事官 03-5253-4111(内線2823) 文部科学省スポーツ庁参事官付スポーツ人材係 03-6734-2045

貸付

かりる

NEW 売上が前年同月比5%以上減少	新型コロナウイルス感染症特別貸付	融資限度額 別枠6億円(中小事業) 別枠8,000万円(国民事業)	日本政策金融公庫・事業資金相談ダイヤル (平日)0120-154-505 (土日祝)0120-112-476 0120-327-790 9:00~17:00
	新型コロナウイルス感染症特別貸付(生活衛生事業者向け)	融資限度額 別枠8,000万円	
	商工中金・危機対応融資	融資限度額 6億円	
	新型コロナウイルス対策マル経融資	融資限度額 別枠1,000万円	
売上が前年同月比10%以上減少	衛生環境激変対策特別貸付(旅館、飲食、喫茶)	融資限度額 別枠1,000万円以内 (旅館業は別枠3,000万円以内)	日本政策金融公庫・事業資金相談ダイヤル(平日)0120-154-505 (土日祝)0120-112-476 0120-327-790 9:00~17:00
売上が前年同月比5%~20%以上減少	危機関連保証/セーフティネット保証4号・5号	保証率/借入債務の100%・80% 保証枠/一般枠とは別枠で最大2.8億円	宮城県信用保証協会 022-225-5230 9:00~17:00(毎日) またはお近くの民間金融機関
売上高の減少幅に関係なく	セーフティネット貸付	融資限度額 7.2億円(中小事業) 4,800万円(国民事業)	日本政策金融公庫・事業資金相談ダイヤル(平日)0120-154-505 (土日祝)0120-112-476 0120-327-790 9:00~17:00

猶予

延長

法人税・消費税・固定資産税・都市計画税等	納税1年間猶予	固定資産税は軽減措置等	国税関係(各地域の税務署)、地方税関係(各県税事務所・各市区町村窓口) 固定資産税等の軽減相談窓口 0570-077-322 8:30~17:00(平日)
社会保険料	健康保険、厚生年金保険等の猶予	延滞金なし	加入している健康保険組合最寄りの年金事務所

宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

県の要請や協力依頼に応じて4月25日~5月6日までの間、施設の使用停止や営業時間の短縮に全面的に協力頂いた中小の事業者に対して支給

支給額1業者当たり30万円

お問い合わせ 各市町村の協力金担当窓口